

「共に育ち・学ぶ」を考えて(7)

福岡支部 藤田 幸廣

「現在の発達障害について」

発達障害者支援法が成立して、特別支援教育が実施されつつある現在、教育や医療・福祉の分野では、対象となる児童生徒たちへの具体的な支援策がされ始めている中で、今回は狭間の障害と言われている発達障害を考えてみよう。

文部科学省が2002年に行った、全国調査に基づいて算出した。特別支援教育の対象となる児童生徒は、6.3%（参照図）という数値がでている。大方、教育現場では、児童生徒が500人に対して68人は発達障害が在籍している事になる。特別支援学校、普通学校での特別支援教室での対応はどうだろうか。（8月31日）の福祉新聞記事によれば、文科省の発表では「特別支援学校在学者過去最高」と沿革として超党派の議員により、発達障害者に対するの支援のあり方について検討し、その充実を図るための立法、施策提言等を行うことを目的として「発達障害の支援を考える議員連盟」が平成16年5月19日に設立され、発達障害者支援法案は議員立法として第161回臨時国会期間中の11月22日に提出され、11月24日に衆議院内閣委員会で審議・採決、11月26日に衆議院本会議で可決し、12月1日参議院内閣委員会で審議・採決、12月3日参議院本会議で可決された。



（※1）（6才～15才）の児童生徒のほか、就学前の幼児や高等学校に在籍する生徒で何らかの障害を有する者についても、特別支援教育の対象である。（※2）この数字は、担任教師に対して行った調査に対する回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない

政府は、施行期日は、平成17年4月1日から施行され、また、施行3年後の見直し規定を置いている。この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

発達障害はどのような規定だろうか。「障害者基本法」においては、「障害者とは、身体

障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされ、付帯決議において、「てんかん及び自閉症、その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものである」とされた。現在、発達障害については、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされ、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものとなっている。

障害としての認識が必ずしも一般的ではなく、その発見や適切な対応が遅れがちであることが、この分野に関する専門家が少なく、きちんとした対応が取りにくいといった課題があり、発達障害者やその家族は地域での支援がなく大きな不安を抱えているといった状況がある。知的障害者以外の発達障害者だけを支援対象として規定している。発達障害については、知的障害に該当する場合には知的障害者として、知的障害に該当しない場合には精神障害者として、障害者自立支援法の対象となり、生活現場での支援が法的を含め曖昧である。現政権での障害者自立支援法の廃止、特別支援教育、障害者基本法を含めた大幅な見直しが必要である。特に障害者権利条約の批准を前提として各制度の整備が急がれる。

今回は、発達障害の史的経緯をテーマにします。